

# 社会福祉法人長久福祉会 役員及び評議員等の報酬に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人長久福祉会（以下、「法人」という。）定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

## (役員等)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。ただし、事業所の職員を兼ねる理事については適用しない。

## (報酬等の支給)

- 第3条 役員については、理事会等の出席において1回あたり5,000円の報酬を支給する。ただし、年総額200,000円の限度額内の支給とする。
- 2 評議員については、評議員会等の出席において1回あたり5,000円の報酬を支給する。ただし、年総額200,000円の限度額内の支給とする。
- 3 理事長については、毎月差引支給額200,000円を支給する。

## (報酬等の支給方法)

第4条 役員及び評議員等に対する報酬等の支給時期は、会議開催後、現金にて支払うものとする。

## (交通費の支給)

第5条 旅費については、理事会及び評議員会等の出席において、加賀市内は3,000円、その他の加賀地区は5,000円、能登地区は7,000円とし、石川県外は実費相当額の交通費を支給する。

## (公表)

第6条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項に定める報酬等の支給に基準として公表するものとする。

## (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、理事長が別に定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年10月 1日から施行する。